

## 令和2年度最低賃金額の大幅な引き上げを求める会長声明

### 第1 声明の趣旨

当会は、高知地方最低賃金審議会に対し、今年度の答申に当たっては、最低賃金額を大幅に引き上げるよう決定することを求める。

### 第2 声明の理由

1 まもなく、高知地方最低賃金審議会は、高知労働局長に対し、令和2年度地域別最低賃金額改定に関する答申を行う予定である。

昨年、同審議会は、中央最低賃金審議会の全国加重平均で27円の引き上げ（引き上げ後の全国加重平均901円）の答申を受け、高知県における最低賃金を26円引き上げるとの答申を行い、最低賃金額は790円となった。

2 しかし、時給790円という水準は、1か月の総実労働時間の平均である165.7時間（厚生労働省の勤労統計調査による産業計一般労働者の総実労働時間平均の令和2年4月分速報値）で働いたとしても、月収で約13万0903円、年収でも約157万円にしかならない。この収入では、労働者が賃金だけで自らの生活を維持し、将来のための貯蓄をしていくことは到底困難であり、最低賃金法第1条が目的として掲げる「労働者の生活の安定」にはほど遠い状況である。

一方で、高知県の最低賃金は、昨年度の全国最低額であり、全国加重平均901円を111円も下回り、最も高額な東京都の1,013円と比較すると223円もの開きがある。このように、高知県と都市部との地域間格差は大きく、高知県において、若い労働者がより賃金の高い都市部での就労を求めて県外に流出する一因や、高知県内の中小企業が労働力不足のため倒産する引き金となり得る。

他方で、近年の調査（2017連合リビングウェイジ～労働者が最低限の生活を営むのに必要な賃金水準～、中澤秀一静岡県立大学短期大学部准教授の最低生計費調査）により、購入方法の多様化や物流網の発展により物品価格の地域差が小さくなっていることや、住居費が比較的低廉な地方においても、自動車がないと生活が成り立たず、ガソリン代や駐車場代を含めて車の維持費が必要になること等の事情から、生活費に最低限必要な費用は、大都市と地方で必ずしも大きく変わるものではないことが明らかになってきている。

したがって、少なくとも近時においては、高知県と都市部の最低賃金に格差を設ける合理的論拠は揺らいでいる。高知県の最低賃金の大幅な引き上げによる格差の解消は、喫緊の課題と位置づけられるべきである。

3 政府は、平成22（2010）年6月18日に閣議決定された「新成長戦略」において、

2020年までに最低賃金を「全国平均1000円」にするという目標を明記していた。

令和元（2019）年現在の最低賃金額が790円である高知県において、2020年までに1000円という上記目標を達成するには、大幅な最低賃金の引き上げが必要なことは明らかである。

ところが、平成28（2016）年「ニッポン一億総活躍プラン」及び平成29年（2017）年「働き方改革実行計画」では、毎年3%の最低賃金の引き上げとの方針が示されており、同方針を基準とすれば、高知県で時給1000円を達成するには2027年まで待たなければならない。このような方針が、最低賃金引き上げを「新成長戦略」より後退させていることは明らかであり、一億総活躍社会の実現に逆行する内容となっている。

現在、貧困と格差の拡大は、女性や若者に限らず、全世代で深刻化し、働いているにもかかわらず貧困状態にある者の多くは、非正規雇用労働者として最低賃金付近での労働を余儀なくされており、最低賃金の低さが貧困状態からの脱出を阻む大きな要因となっている。

令和元（2019）年度の最低賃金が全国最低額であった高知県においては、毎年3%程度にとどまらない最低賃金の迅速かつ大幅な引き上げが必要である。

4 以上の理由から、当会は、声明の趣旨のとおり、高知地方最低賃金審議会に対し、今年度の最低賃金に関する答申に当たって、最低賃金額を大幅に引き上げるよう決定することを求める。

なお、コロナ禍の最中、最低賃金の引き上げによって経営に影響を受ける中小企業に対しては、支援策を強化していくことが重要であり、最低賃金の引き上げと中小企業支援を並行して行うことで、地域経済の健全な発展を促し、労働者の健康で文化的な生活を確保すべきであることを付言する。

2020年（令和2年）7月2日

高知弁護士会

会長 松 本 隆 之

